

I-3

低所得世帯の若年層の自立支援プロジェクト

現状と課題

- 平成25年1月に厚生労働省では「社会保障審議会生活困窮者の在り方に関する特別部会 報告書」を発表し、都道府県レベルにおける総合相談支援センターの設置による包括的な相談支援とあわせて、親から子への「貧困の連鎖」防止の視点が明示されている。
- 東社協は生活福祉資金貸付制度を実施しているが、資金の貸付をしても、あるいは貸付だけでは世帯の自立につながりにくいケースがみられるようになっている。また、各種資金の中でも教育支援資金は5年前の3倍となった相談・申請が減らない状況が続いている。
〔例〕 離職を繰り返す方、収入額以上に支出する生活、借金を重ねる生活をしてきた方、中高生だけで地域で暮らす生活保護世帯の子ども、進学しても途中で退学してしまう方
- こうした背景として、良好な人間関係を保つコミュニケーション、心身の健康維持、仕事を継続して定期的な収入を得ること、収入額に応じた生活維持、返済が不可能な借金をしないこと等、自立した生活を継続していくための「生きる力」が必要となっている。その一方、「家庭」で「生きる力」を十分に育むことが難しい世帯が増えており、そこに社会的な支援が求められる。また、若年層を支援することが、将来的に生活保護制度に頼らざるを得ない世帯の減少につながると考えられる。
- 平成24年度までの第2期3か年計画では、中学3年生を対象に自立支援冊子を配布するなど、「低所得世帯の子どもの自立に向けた情報支援」の構築に取り組んできた。そこでは、福祉と教育の連携による本人と家庭への相談支援、学びの場の充実がなお取り組むべき課題として残っている。
- 低所得世帯及び生活保護世帯の若年層を対象として学習支援に取り組む団体が増えつつあるが、これらの支援者の間でも、「学び」に加えて、親や先生以外の大人との出会いをはじめ、「くらし」を支える取組みの必要性があげられている。
- また、児童養護施設等退所者を対象とした自立支援に取り組む団体等が、自立支援プログラムを先行的に開発して実践しており、こうした取組みは施設退所者に限らず、地域の若年層支援の参考になると考えられる。

事業のねらい

低所得世帯の若年層の自立を支援するため、以下の構築をめざす。

- (1) 中学生、高校生を対象とした地域における学習支援の場の広がりを通じて、自立に必要な「生きる力」を高めるためのプログラムや親への支援冊子を地域で提供できる取組みを構築する。
- (2) 福祉と教育の連携をすすめ、本人や親に寄り添いながら必要な時に適切に支えられる相談支援のあり方を構築する。
- (3) 施設を退所する子どもたちと同様に家庭からの支援が十分に得られない地域の子どもの支援を構築する。

想定される実施事業

(1) 「低所得世帯の若年層の自立支援プロジェクト」の設置

- ①学識経験者、区市町村社協、福祉事務所、学習支援団体、施設等退所者支援団体、学校関係者（中学校、

高校、定時制高校) などによるプロジェクトを設置する。

- ②都内で低所得世帯の若年層の学習支援に取り組む団体、施設等を対象とした自立支援に取り組む団体等の実践をもとに、「生きる力を育む道しるべ」と「親への応援冊子」を開発する。

(2) 地域における具体的な実践

- ①2区市町村程度の地域において、低所得世帯における世帯背景と支援ニーズを把握して、支援の対象となる層をどのように把握し、支援に結びつけるかを検討する。
- ②同地域において、低所得世帯の若年層を対象とした学習支援の場等を通じた相談・自立支援の取組みをすすめる。

(3) 福祉と教育の連携による相談支援のあり方の検討

(1)(2)の取組みを通じて、伴走型の相談支援体制のもと、本人に寄り添い、必要なときに求められる支援を継続していくための相談支援のあり方を検討する。

年次計画

25年度	26年度	27年度
○「低所得世帯の若年層の自立支援プロジェクト」の設置・運営 ・学習支援団体及び施設等退所者の自立支援団体の実践をもとに「生きる力を育む道しるべ」を開発 ・具体的な地域における支援ニーズの把握	・親への応援冊子の開発と普及 ○具体的な地域における自立支援の取組みの実施 ○相談支援のあり方の検討	・「生きる力を育む道しるべ」の普及 ・相談支援のしくみの構築

事業の概況

